

(独)情報・研修館の研修事業等について

平成18年10月
特許庁

組織と予算

1. 組織

<平成18年9月現在> ()内は、非常勤で外数。

役職員総数 80名 (非常勤監事2名、非常勤職員39名) ※平成19年1月、特許庁より34名を移管予定。

理事長 1名、理事 1名

監事(2)

総務部 18名 (3) : 業務の総合調整等

情報提供部 16名 (19) : 工業所有権情報の提供

流通部 9名 (2) : 特許等の流通促進

情報管理部 5名 (1) : 工業所有権情報の管理

相談部 10名 (4) : 工業所有権に関する相談

研修部 10名 (5) : 特許庁職員に対する研修

人材育成部 8名 (3) : サーチャー、弁理士等に対する研修

参事 1名

人材開発統括監1名、審議役(併) (2)

事業所1ヶ所、地方閲覧室8ヶ所

2. 予算

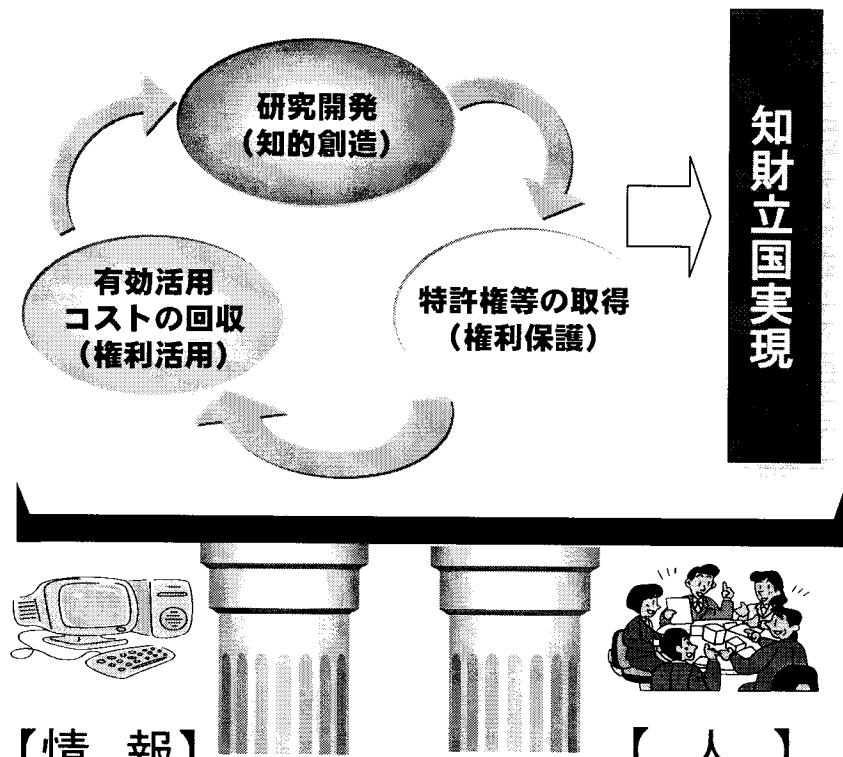
(単位:百万円)

	平成18年度
交付金全額	12, 773
うち研修事業	322

情報・研修館の業務

我が国経済の活性化、新産業の創造を進めていく上で、知的創造活動の成果を的確に保護していくため、情報・研修館は、産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、各種事業を実施している。

知的創造サイクル



●情報提供事業

産業財産権情報をインターネットで無料で検索できる特許電子図書館を管理・運営し、特許庁の保有するデータ、技術文献等の提供等を行う。

●相談事業

求めに応じ、特許等の出願、審査・審判、登録、基準等、産業財産権に関する相談に応ず。

●人材育成事業

特許庁職員を対象とする研修、外部の弁理士、企業の知的財産部員等の産業財産権関連業務に従事する者等を対象として、産業財産権制度及びその運用等に関する研修を実施する。

●情報システム事業

情報システムの整備及び運営。〈平成19年1月から業務追加〉

情報・研修館の研修事業①

対象・概要	内 容	考え方	平成17年度 実施回数
特許庁職員を対象とする研修	産業財産権制度及びその運用等に必要となる専門的な知見・ノウハウを修得させる研修	<p>特許庁職員に対する研修は、組織運営及び人事政策の中核をなすものであり、職務を遂行する上で必要となる知識を修得させる研修については、本来、特許庁自らが行うべきである。かかる観点から、職員研修はかつて特許庁自らが実施していたが、機動性を活かした効果的・効率的な研修実施の観点から、情報・研修館に移管した。</p> <p>情報・研修館は、特許行政の実務経験者で構成されており、特許庁職員に必要な知識・ノウハウが十分に蓄積されていること、実質的に特許庁と一体の組織として機能していること等から、これらの研修は、情報・研修館がその責任と負担の下に自ら行うことが最も適切かつ効率的である。</p> <p>特許庁職員に対する研修を特許庁又は情報・研修館以外の者が行うことは想定できず、知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）の下に設置された「知的創造サイクル専門調査会」の報告書「知的財産人材育成総合戦略」においても、情報・研修館において推進することとされている。</p>	24回
地方公共団体職員など行政機関の職員を対象とする研修	地方公共団体を含む行政機関等において知財行政を担当する職員を対象とし、産業財産権制度及びその運用、知財行政の動向、課題等の専門的な知見・ノウハウを修得させるための研修	<p>知財活用を通じて地域経済の活性化に寄与することの重要性が高まる中、本研修は、地方公共団体など行政機関に対し、産業財産権制度及びその運用、知財行政の動向、課題等の専門的な知見・ノウハウを習得させ、地域における知財政策の適切な展開を支援することを目的とするものである。</p> <p>特許行政の実務経験者で構成される情報・研修館は、特許庁職員に対する研修等を通じて蓄積された、研修の企画、講師の選定、テキスト・指導書の作成等のマネジメントに係る知見・ノウハウを十分に有していることから、これらの研修は、同館がその責任と負担の下に自ら行うことが最も適切かつ効率的である。</p> <p>こうした行政機関の職員を対象とする知財行政に関する研修を特許庁又は情報・研修館以外の者が行うことは想定できず、知的財産戦略本部の下に設置された「知的創造サイクル専門調査会」の報告書「知的財産人材育成総合戦略」においても、情報・研修館において推進することとされている。</p>	5回

情報・研修館の研修事業②

対象・概要	内 容	考え方	平成17年度 実施回数
登録調査機関の調査業務実施者、企業において先行技術調査業務に従事する者、研究者や大学等の知的財産本部、技術移転機関の関係者、弁護士・弁理士等の専門家を対象とする研修	特許庁及び情報・研修館の有するサーチ能力、審査基準等の極めて高度かつ専門的な知見・ノウハウを提供するための研修	<p>これらの産業財産権制度の専門家を対象とする研修は、特許庁及び情報・研修館の有するサーチ能力、審査基準等に関する専門的な知見・ノウハウを提供するものであり、こうした研修を担う民間法人は存在しない。</p> <p>特許行政の実務経験者で構成される情報・研修館は、特許庁職員に対する研修等を通じて蓄積された、研修の企画、講師の選定、テキスト・指導書の作成等のマネジメントに係る知見・ノウハウを十分に有していることから、これらの研修は、同館がその責任と負担の下に自ら行うことが最も適切かつ効率的である。</p> <p>「知的財産推進計画2006」や「知的財産人材育成総合戦略」においても、同館において実施するものとされている。</p>	6回
中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修	中小・ベンチャー企業等の経営者等を対象として、特許侵害警告から始まる特許紛争を疑似体験させるための実践的な研修	<p>これらの研修は、中小・ベンチャー企業の経営者等を対象として、特許侵害警告を受け取った場合等における知財紛争に対し、適切に対応することができるよう、必要な知見・ノウハウを修得させることを目的とするものである。研修では、経営者等は、情報・研修館が特許庁の審査・審判に係る実務・手続きを適切に把握して作成する実践的な教材を使用しつつ、特許侵害警告を受け取った場合等における対応に関し、討論に参加することを通じて学ぶという独自の方法を採用している。</p> <p>これまでのところ、こうした研修を実施する民間法人は存在しないところ、知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2006」では、政府が充実すべき施策とされている。</p>	6回

※中小企業等を対象とした「知財基礎研修」は、平成16年度まで廃止した。

民間法人が実施している中小・ベンチャー企業向け知的財産研修

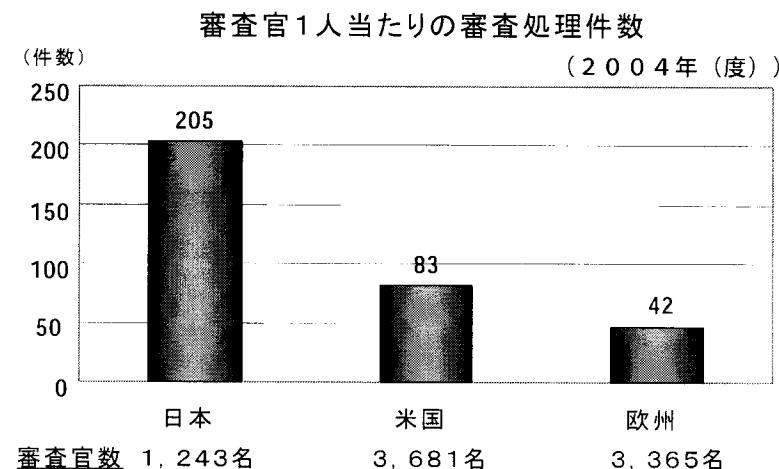
「中小・ベンチャー企業における知財人材の育成」を目的とする研修については、その実施を規制する法令は存在せず、既に民間法人が実施しているところである。以下の事業には、経済産業省が支援を行っている。

実施事業名	実施主体
知的財産戦略セミナー	(財)北海道科学技術総合振興センター
知的財産権セミナー(中小・ベンチャー)	NECトーキンテクノサービス(株)
中小ベンチャー企業等知的財産権セミナー	(財)経済産業調査会
中小・ベンチャー企業向け特許セミナー愛知	(社)発明協会 愛知県支部
中小・ベンチャー企業向け特許セミナー岐阜	(社)発明協会 岐阜県支部
知的財産権セミナー(中小・ベンチャー企業向けセミナー)	(財)経済産業調査会近畿本部
知的財産セミナー(山陽)	株式会社アシスト
知的財産セミナー(鳥取)	社団法人発明協会鳥取県支部
知的財産セミナー(島根)	社団法人発明協会島根県支部
中小・ベンチャー企業向け知的財産権セミナー	(株)テクノネットワーク四国
中小・ベンチャー企業向け知的財産権セミナー	(社)発明協会広島県支部
中小・ベンチャー企業向け知的財産権セミナー	(財)東予産業創造センター
中小・ベンチャー企業向け知的財産権セミナー	(財)高知県産業振興センター
知的財産セミナー	(財)九州産業技術センター
大学等研究機関及び中小・ベンチャー企業養成セミナー事業	(株)沖縄チャンドラー

〈平成17年度実績〉

(参考) 特許庁における業務の減量・効率化の取組

- 業務量が増大する中、特許庁としては自ら、減量・効率化に邁進。
- 先行技術調査(サーチ)の民間外注の拡大や情報提供・人材育成機能の独立行政法人工業所有権情報・研修館への移管により、特許庁自身は国自らが責任をもって行うべき業務に特化する形で減量するとともに、ペーパーレス化により業務を効率化。
- これらの取組の結果、欧米の2~5倍の特許審査処理の効率性と半分程度の低廉なコストを実現。世界的に見て最も効率が良いとされる審査体制を達成。



平均的な特許出願費用

日本	38万円
米国	70万円
欧州	72万円

(平成17年10月現在、平均的な請求項数)